

議案第 5 1 号

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

1 相手方(原告)



2 事件の概要

令和4年9月28日午後2時20分頃、町職員の運転する車両が清水町字清水第8線117番地の国道274号線と道道55号線の交差点において、後方に停車していた原告の運転する乗用車に接触した。

損害賠償について原告と任意交渉を進めていたものの、令和5年4月28日、原告は被告清水町に対し損害賠償請求の訴えを提起した。

本訴訟は、係属して以来、4回の弁論準備手続等を経て、令和6年4月22日、函館地方裁判所から職権による和解勧告がなされたものであり、次の内容で和解及び損害賠償の額を決定しようとするもの。

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、函館地方裁判所の和解勧告に従い、解決金として2,300,000円を支払う。
- (2) 被告は、原告に対し、和解に係る金員を一括して本和解成立日から1か月以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告及び被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 損害賠償の額

対物賠償額は、288,273円とする。(令和4年12月支払い済)